

## 会員内規

平成13年7月14日 制定  
平成15年10月10日 改定  
平成21年11月19日 改定  
平成24年7月14日 改定  
平成25年7月 6日 改定  
平成26年7月26日 改定

### 第1条 総則

(1) 規約第5条に定める会員の資格は、この内規の定めるところによる。

### 第2条 正会員

(1) 正会員は、都市環境デザインに関わる実務経験が概ね5年以上の者とする。正会員になろうとする者は、正会員2名の推薦を受け、代表幹事会の承認を受けなければならない。

(2) 正会員は、総会における議決権を有する。

(3) 正会員の会費は、年会費2万円とする。

(4) 正会員のうち、海外居住年数が1年以上となる者は、本人の希望により機関紙「JUDI」の購読のみを年会費の半額で受けることができる。総会における議決権は、これを有する。

### 第3条 特別会員

(1) 特別会員は、当該年度6月1日に満65歳以上の正会員で、特別会員への移行を希望する者及び、すでに退会した元正会員で特別会員として再入会したい者とする。ただし、65歳未満ですでに特別会員となっている者を除く。

(2) 特別会員になろうとする者は、代表幹事会の承認を得なければならない。

(3) 特別会員は、総会における議決権を持たない。

(4) 特別会員は役員ならびに委員長、プロジェクトリーダーなどの要職に就く事はできない。

(5) 特別会員の会費は、年会費5千円とする。

### 第4条 準会員

(1) 準会員は、大学・大学院等の在学生および学卒後10年未満の者とする。準会員になろうとする者は、所属ブロックの幹事の承認を得なければならない。正会員の推薦は必要としない。所属ブロックの幹事は、準会員の申し込みがあった場合は代表幹事会に報告するものとする。

(2) 準会員は、総会における議決権を持たない。

(3) 準会員の会費は、年会費5千円とする。ただし、当該年度の6月1日において、大学・大学院等の在学生である者は、年会費2千円とする。なお、大学・大学院等の在学生については、その在学期間分を前納することができる。前納期間中に会費の改定があってもその差額は免除する。また、前納期間中に退会しても前納した会費は返還しない。

(4) 準会員は10年を越えないものとする。準会員で10年を経過した場合、退会するか、正会員に移行するかを選ばなければならない。

(5) 準会員が正会員になろうとする際には、正会員2名の推薦を受けた上で、代表幹事会の承認

を受けなければならない。

(6) 準会員の管理は、正会員と同様、事務局で一元管理とする。

## **第5条 協力法人**

(1) 協力法人は、都市環境デザイン会議の趣旨に賛同し、その運営に協力していただける法人とする。協力法人になろうとする法人は、代表幹事会の承認を受けなければならない。

(2) 協力法人は、総会における議決権を持たない。

(3) 本会の協力会費は、一口5万円とし、法人の規模に応じて次の通りとする。

常雇規模 10 人程度までの事業所：1年ごとに一口以上

常雇規模 10 人程度以上の事業所：1年ごとに二口以上